



平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号 放送法等遵守義務確認請求事件(第2事件)

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

被 告 日本放送協会



原告準備書面(五)

2017年6月12日

奈良地方裁判所民事部1B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

弁護士 山下 悠太

第1 被告による放送法違反

原告らは、被告による放送法違反の事例を、訴状、原告準備書面（一）及び原告準備書面（三）で述べてきたが、以下には、第193国会で与野党の最大の対決法案といわれた、共謀罪の創設を含む「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「共謀罪法案」ないし「本法案」という）に関して、被告が放送法4条に違反して、政府寄りでは不正な放送を行ってきたことを明らかにする。

1 共謀罪法案は刑事法の基本原則を根本から覆す、違憲法案である。

- (1) 共謀罪法案は、従来、国会に3回提出されたが、国民の思想・信条の自由や表現の自由等を侵害し、捜査機関による恣意的な運用がなされる危険性がある等の理由で、いずれも廃案となった。

2017年3月21日、政府が第193国会に上程した共謀罪法案も、現行刑法の体系を根底から変容させるものであり、「実行行為」の着手前に犯罪を共同して実行しようとする「意思」を処罰の対象とするとの基本的性格は、従前廃案とされた法案と本質的に変わるところがない。

政府は、本法案については、従来の共謀罪法案とは異なり、①犯罪主体をテロリズム集団その他の「組織的犯罪集団」に限定したから、一般人が対象となることはない、②重大な犯罪の遂行を2人以上で「計画」しただけでなく、計画した者のいずれかによりその計画に基づく「準備行為」が行われることが必要との要件を加えた（甲40参照）から、処罰範囲が限定され、内心や思想を処罰することにはならないと強調している。

しかし、①テロリズム集団は「組織的犯罪集団」の例示として掲げられているに過ぎず、犯罪主体がテロ組織や暴力団等に限定されることにはならない。②準備行為について、計画に基づき行われるものに限定したとしても、準備行為自体は法益侵害の危険性を帯びる必要はなく、組織犯罪やテロ犯罪とは無縁の犯罪が多数、対象とされており（甲41）、一般人が広く処罰と

捜査の対象とされ、人権侵害のおそれが顕著である（甲30の1ないし3、甲31）。

- (2) そもそも、我が国の刑事法体系は、人の生命、身体、財産などの法益が侵害され、またはその危険性が生じて初めて、国家権力がこれを処罰できるというシステムになっている。即ち、犯罪の処罰は、「既遂」を原則とし、必要な場合に限って「未遂」を処罰し、更にごく例外的にきわめて重大な犯罪（殺人、放火、強盗、通貨偽造等）に限って着手以前の「予備」を処罰するというシステムを取っている。刑事法は人の「意思」を処罰するのではなく、法益侵害の現実的危険性を発生させた人の「行為」を処罰するというのが根本原則である。

しかし、本法案は、このような刑事法の体系を壊すものであり、組織的犯罪集団と関係のない人に対しても、現在は、未遂犯でも処罰の対象になっていない犯罪（例えば横領罪など）についても、未遂よりはるか前の段階から罪を成立させるなど（甲39の14頁）、きわめて曖昧で広範な処罰を可能にしていることから、権力による濫用のおそれが極めて高い、違憲法案である。

- (3) 政府は、共謀罪を成立させる必要性について、かつては国連越境組織犯罪防止条約（パレルモ条約）批准の必要性を挙げ、今回はテロ対策を強調している。

しかし、パレルモ条約は、シチリア州都パレルモ市で調印されたことに象徴されるとおり、マフィア対策を内容としている。国境を越えて活動するマフィアや、麻薬の密売、人身売買等の組織的な経済犯罪を規制するための条約であり、テロ対策のための国際条約ではない（甲39の15頁以下）。

国際法上の取り組みにおいて、マフィア対策とテロ対策は別々の体系を構成してきた。テロ対策に係る13の国際条約があるが、日本はそのすべての国際条約及び議定書について、国内法整備をすまして締結済みである（甲3

9の35頁以下)。

わが国におけるテロ対策としては、既に、殺人や放火、内乱等の重大犯罪の予備罪・共謀罪が50以上立法されている。また、爆発物取締罰則(陰謀罪)、化学兵器、サリン、航空機の強取などテロ行為となりうる行為については特別法で未遂以前の処罰が可能とされているし、銃砲刀剣類の所持も特別法で厳重に規制されている。テロ対策としても、本法案を制定する必要がないことは明らかである(甲30の1ないし3、甲31)。

(4) 人の内心にわたる「計画」ないし「共謀」を処罰可能にすれば、これに対する広範な捜査活動も正当化されてしまう。

2016年5月、刑事訴訟法等の一部改正により、捜査機関の通信傍受の対象が拡大した(組織性が疑われる薬物犯罪、銃器犯罪、組織的な殺人、集団密航の4犯罪から窃盗、強盗、詐欺、恐喝など一般犯罪にまで拡大)が、本法案が成立し、かつ、共謀罪も通信傍受の対象犯罪とされることになれば、市民の会話を日常的に監視・盗聴することも可能となりかねない。上記刑事訴訟法改正では、いわゆる「司法取引」も可能となったため、疑わしい行為を見聞きしただけで、処罰を免れようと過剰に反応して、捜査機関に通報するという事態を誘発しかねず、えん罪の温床となることも危惧される。

(5) 国連人権理事会が任命した国連特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏が安倍首相宛の5月18日付け公開書簡で、「プライバシーや表現の自由を制約するおそれがある」と指摘して、本法案への懸念を表明し、日本政府に対する説明を求めたところ、政府は外務省を通じて直ちに抗議したものの、「怒りの言葉が並べられているだけで、まったく中身がない」ものに過ぎなかった(甲32の3枚目、甲33、甲34)。

上記書簡から3週間余が経過した今日(6月11日)の時点でも、政府はケナタッチ氏に対して正式な文書回答を送っていない(甲34)。国際条約

の批准のために本法案が必要と強調しながら、国連特別報告者の指摘を無視する政府の対応は、ご都合主義そのものである。

(6) 以上の通り、本法案は、制定を正当化する立法事実を欠くだけでなく、過去に廃案とされた法案同様、国民の思想・信条の自由や表現の自由、プライバシー権など憲法の基本的人権を大きく侵害し、相互監視社会、警察国家を招来する危険が顕著である。

強制加入団体である弁護士会、日弁連及び全国52単位弁護士会のすべてが、一致して、本法案に反対する行動に立ち上がっている所以である。

2 NHKは衆議院での共謀罪法案の強行採決を中継しなかった。

共謀罪法案は、国の将来に大きな影響を与える極めて重要なものであるにもかかわらず、NHKは、本年5月19日の衆議院法務委員会での共謀罪法案の審議・強行採決の場面を中継しなかった。また、5月23日の衆院本会議での審議、採決の場面も中継しなかった（甲42）。

これらは、安倍政権の暴走を視聴者・国民に極力見せないという意図が働いたものであり、放送法4条で規定されている「政治的に公平であること」、「報道は事実を曲げないですること」などに明らかに違反している。

一方で、NHKは、大相撲の高安の大関昇進の伝達式は、「あさいち」（NHK総合テレビ、平日の午前8時15分から9時54分までの生放送）を打ち切って9時半から30分以上、記者の解説を含む生中継で詳しく放映した。「これが『公共放送』か」などとの批判の声が多く上がったのは、当然である。

「報道機関は、民主主義にとって何が重要かを先んじて伝える役割があります。日常の番組を変更、もしくは中断して国会中継を入れることは、このことが重要だ、という強いメッセージでもあります。共謀罪法案採決で、NHKがそのような態度を取らなかったことは、将来に懸念を残した（戸崎賢二・元NHKディレクター）（甲42）。

3 NHKの世論調査—共謀罪法案賛成への誘導質問

テレビ、新聞各社は共謀罪法案について賛否を問う世論調査を行っている。その結果は各社ごと、調査時期などによって違いが出ている。しかしながら質問文の違いによる影響も見逃せない。

NHKは本法案について、「組織的なテロや犯罪を防ぐため、犯罪の実行前の段階でも処罰できるよう『共謀罪』の構成要件を厳しくして『テロ等準備罪』を新設する法案」と呼んでいる（甲28の2頁）。その上で、「政府は、テロなどの組織犯罪を未然に防ごうと『共謀罪』の構成要件を改めて、『テロ等準備罪』を新設する法案を国会に提出し、審議が行われています。与党側は、テロ対策は急務だとして今の国会での成立を目指していますが、民進党や共産党などは1億総監視社会になりかねないなどとして、廃案に追い込みたい考えです。」として、「法整備が必要と思うか」と問うている。

NHKが2017年3月10日～12日に実施した世論調査の結果は、法整備が「必要だ」との賛成が45%、「必要でない」との反対が11%、「どちらとも言えない」が32%であった。この質問であれば、共謀罪を設ける法案は、テロを未然に防ぐことが一次的な目的ということになってしまい、テロだけではなく277の犯罪が対象になっていることが隠され、質問でそのことをたくみにごまかしている。

また、NHKは、世論調査結果を報じるニュースにおいて、反対者の言：「共謀罪だかなんだか知りませんが、国民の生活を国みずから脅かす法って本末転倒じゃないですか?」、賛成者の言：「テロ等準備罪によって日本が国際テロを阻止できる」という「テロップ」を流し、反対者は、共謀罪が何か解ってなくて反対しているかのように印象づけている。

これに対して、毎日新聞の世論調査（同じ3月の11日～12日実施）の結果は、本法案に「賛成」が30%、「反対」が41%であった。この時の説明文は「政府は、組織的な犯罪集団が犯罪を計画した段階で処罰する法案を今の

国会に提出する方針です。対象になる犯罪を当初予定していた700弱から半分以下に減らしましたが、一般の人も捜査対象になるとの指摘があります」として質問をしている。ここには「テロ」の語はなく、NHKの質問文と大きく異なっている。

毎日新聞の世論調査結果は、NHKの調査結果とは、著しく異なっており、賛成・反対が逆転しているのである。

4 政府の代弁に終始— NHK の時論公論（5月23日）「テロ等準備罪新設法案～参議院審議～」

NHKは、本法案の呼称として「共謀罪」を使用せずに、政府が使う「テロ等準備罪」と呼び、法案が、「テロ防止」が主な目的であるとの誘導をし、本法案の本質的な問題を隠すことに加担したのである。

解説では、菅官房長官の「テロをはじめとする国内外の犯罪組織と戦うには国際社会と緊密に連携することが不可欠」との発言をまず紹介し、法案についての政府側の説明、即ち ①組織的犯罪集団がハイジャックや薬物の密輸入などの重大犯罪を計画し、資金などの手配や関係箇所の下見など準備行為を行えば処罰、②本法案は国際犯罪防止条約締結に必要であり、③2020年の東京五輪・パラリンピック成功に必要不可欠ということが強調された。さらに、例えば上記②について「各国との間で捜査共助や犯人引渡しなどが可能となるという利点は大きいと言えます」と解説している。

この問題については、「国連越境組織犯罪防止条約」の批准には、新たな共謀罪立法を必要とするものではない（甲30の1の6～11頁、甲31、甲39の15～23頁）にもかかわらず、政府のうその説明を検証することなく伝えていることになる。

野党側の批判意見や問題点の指摘も語られるが、一応「バランス」を取っているかの装いのために付け足しているに過ぎない。

終わりの箇所では、「日本時間の23日、イギリスでテロと見られる事件が起きました。テロ対策が必要という認識は多くの国民が共有するところです」と解説し、「国民の十分な理解を得た上で、結論を出す、そうした姿勢で審議に望んで欲しいと思います」と締めくくっている。

以上の通り、時論公論での解説は、全体として、野党の批判を一部折り込みながら、結局は政権の主張を代弁するものとなっている。戦前の治安維持法の歴史に触れるなど、歴史的問題点を掘り下げた解説には全くなっていない。

放送法第4条の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に違反していると指摘せざるを得ない。

第2 第1事件の損害賠償請求について

第1事件について、2017年1月10日付訴えの変更申立書で予備的請求を追加した際、訴状の請求の趣旨第2項の5万5000円の損害賠償請求について、記載しなかったが、予備的請求に関しては5万5000円を請求しないという趣旨ではない。

5万5000円の損害賠償請求は、主位的請求のみならず、予備的請求においても求めるものである。

以上